

令和5年5月31日

保護者の皆様

大野城市立平野中学校  
校長 藤田 天平

「いじめ問題への対応について」のお知らせ

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。日頃より本校の教育活動へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、令和5年2月付文科省より出された「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」という通知により、暴力行為や恐喝、SNS等を使った犯罪行為が認められた場合は、警察署や児童相談所への通報を行い、連携して解決に取り組むこととなりました。

特に、本校では近年、SNS等を使った問題行動が増加しており、今後、以下のような事案が発生した場合、直ちに警察に相談いたします。

学校でもトラブルの未然防止のために継続して啓発を行っていきますが、ご家庭におかれましてもお子様へのご指導をどうぞよろしくお願いいたします。

| 学校で起こり得る事案の例   | 該当し得る犯罪  |
|--|--|
| 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。                              | 脅迫(刑法第222条)  |
| 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。    | 名誉棄損、侮辱(刑法第230条、231条)                                |
| 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。                        | 自殺関与(刑法第202条)  |
| 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 | 児童ポルノ提供等(児童買春、児童、ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条) |
| 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。                                     |  |
| 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。                           |  |
| 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。            |  |